

平成26年（行ウ）第8号、平成27年（行ウ）第1号

原告 原告1－1ほか

被告 国ほか

訴えの追加的変更申立書

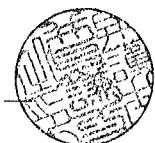
平成27年11月18日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙

ほか18名



【目次】

第1 従前の請求の補正及び訴えの追加的変更	- 1 -
第2 従前の確認請求を補正した理由	- 3 -
第3 実質的当事者訴訟としての「給付訴訟」を追加した理由	- 4 -
第4 県内子ども原告らが安全な地域で教育を受ける権利があることについて の主張の補充	- 4 -
第5 給付請求における給付行為の特定	- 6 -
第6 実質的当事者訴訟としての本件確認請求が、訴訟要件（訴えの利益）を 備えていることについて	- 8 -

【本文】

第1 従前の請求の補正及び訴えの追加的変更

県内子ども原告らは、平成26年（行ウ）第8号事件訴状及び平成27年（行ウ）第1号事件訴状の各請求の趣旨第1項の請求を次の1項記載のとおり補正するとともに、行政事件訴訟法第7条、民事訴訟法第143条第1項に基づき、次の2項の請求を追加する（訴えの追加的変更）。従前の請求（補正後のもの）と追加した請求との関係については、追加した請求を主位的請求とし、従前の請求（補正後のもの）を予備的請求とする。

- 1 県内子ども原告らと、別紙「学校目録」記載にかかる各原告の在学学校の設置主体である被告との間において、同目録に記載の各原告の在学学校について、小学校にあっては、小学校設置基準（平成14年3月29日文科省令14号）第12条又は学校教育法施行令25条4号、中学校にあっては、中学校設置基準（平成14年3月29日文科省令15号）第12条又は学校教育法施行令第25条4号、福島県立の特別支援学校にあっては、福島県立特別支援学校条例（昭和39年4月1日福島県条例第59号）3条に基づき、県内子ども原告らの1年間の追加実効線量（外部被ばく）が学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に $0.3\text{mSv}/\text{年}$ を超える地点がない地域、または、アメリカ国家核安全保障局（NNSA）が平成23年3月～5月に空中測定システム（AMS）を使って実施した航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度が3万7000ベクレル/ m^2 超の範囲を地図上に示した別紙(1)、文部科学省が平成23年10月22日から11月5日までの間に空中測定システム（AMS）を使って実施した第4次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度が3万7000ベクレル/ m^2 超の範囲を地図上に示した別紙(2)のいずれによっても、セシウム137の土壤汚染濃度が1平方メートル当たり3万7000ベクレルを上回らなかった地域で教育を受ける権利があることを確認する。
- 2 別紙「学校目録」記載にかかる県内子ども原告らの在学学校の設置主体である被告らは、対応する県内子ども原告らに対し、小学校にあっては、小学校設置基準（平成14年3月29日文科省令14号）第12条又は学校教育法施行令25条4号、中学校にあっては、中学校設置基準（平成14年3月29日文科省令15号）第12条又は学校教育法施行令第25条4号、福島県立の特別支援学校にあっては、福島県立特別支援学校条例（昭和39年4月1日福島県条例第59号）3条に基づき、対応する県内子ども原告らの1年間の追加実効線量（外部被ばく）が学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に $0.3\text{mSv}/\text{年}$ を超える地点がない地域、または、アメリカ国家核安全保障局（NNSA）が平成23年3月～5月に空中測

定システム（AMS）を使って実施した航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度が3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(1)、文部科学省が平成23年10月22日から11月5日までの間に空中測定システム（AMS）を使って実施した第4次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度が3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(2)のいずれによつても、セシウム137の土壤汚染濃度が1平方メートル当たり3万7000ベクレルを上回らなかつた地域で教育を実施せよ。

第2 従前の確認請求を補正した理由

- 1 この補正は、「安全な地域」の定義を、従前は、「県内子ども原告らの1年間の追加実効線量（外部被ばく）が0.3mSv/年未満となる地域」としていたのを、セシウム137の土壤汚染濃度からも定義づけたものである。
- 2 訴状27頁で記載したように、「安全な地域」とは、 Chernobyl 法による「非汚染地域」と同様に定めるべきところ、 Chernobyl 法による「非汚染地域」とは、土壤汚染濃度について、セシウム137が37～185 kBq/m²、ストロンチウム90が5.55～18.5 kBq/m²、あるいはプルトニウム238, 239, 240が0.37～0.74 kBq/m²未満の地域、又は、住民の実効追加線量が0.5mSv/年を下回る地域である（訴状23頁）。県内子ども原告らは、提訴段階では、放射性物質による土壤汚染濃度を正確に特定する情報を得ることができなかつたため、追加実効線量のみを基準として請求を組み立てたが、今般、京都大学原子炉実験所助教今中哲二氏の協力を得て、セシウム137による土壤汚染濃度を特定することが可能になつたため、土壤汚染濃度からも定義づけることとしたものである。
- 3 なお、 Chernobyl 法において、「強制移住区域」、「移住権利区域」、「定期放射線管理対象居住区域」を特定する基準とされた土壤汚染濃度は、 Chernobyl 法が制定された1991年現在の数値ではなく、 Chernobyl 原発事故が発生した1986年の測定による数値である（甲B第35号証～第37号証）ため、本件における「安全な地域」の特定に使用する土壤汚染濃度も、現在の数値ではなく、福島第一原発事故が発生してから

日の浅い時期の数値を使うのが相当である。

ところで、福島第一原発事故が発生してからもっとも早い時期に行われた広範囲にわたる土壌汚染濃度測定は、平成23年3月から5月にアメリカ国家核安全保障局が空中測定システム（AMS）を使って実施した航空機モニタリングであるが、このデータは、福島県内全域をカバーしていない。次に原告らが入手できたデータは、平成23年10月22日から11月5日までの間に文科省が空中測定システム（AMS）を使って実施した第4次航空機モニタリングのデータである。これは、福島県全域をカバーしている。そこで、今中哲二氏に依頼して、それぞれのデータについて、セシウム137の土壌汚染濃度が1平方メートル当たり3万7000ベクレルを上回った地域を地図上に表示していただき、いずれにおいても、3万7000ベクレル/m²を上回らなかった地域を「安全な地域」と定義づけることとしたものである。

第3 実質的当事者訴訟としての「給付訴訟」を追加した理由

従前の請求（訴状請求の趣旨第1項）は、県内子ども原告らが、自らが通う小学校、中学校、特別支援学校の設置主体である被告基礎自治体との間で、安全な地域で教育を受ける権利があることの確認を求める請求（行訴法4条中の実質的当事者訴訟としての確認訴訟）であるが、今般、県内子ども原告らは、被告基礎自治体らに対し、主位的に、実質的当事者訴訟としての安全な地域で教育を実施する作為（处分性のない行為）を求める請求（給付訴訟）を追加することとしたものである。

請求原因事実は、従前の確認請求と同一である。県内子ども原告らは、自らが通う小学校、中学校、特別支援学校の設置主体である被告基礎自治体に対し、安全な地域で教育を受ける権利を有しているが、これに対応して、被告基礎自治体には、県内子ども原告らを安全な地域で教育を実施する作為義務があるので、その履行を求めるものである。

第4 県内子ども原告らが安全な地域で教育を受ける権利があることについての主張の補充

県内子ども原告らには、安全な地域で教育を受ける権利があること、被告

基礎自治体らには、県内子ども原原告に対し、安全な地域で教育を実施する義務があることは、従前、訴状等で主張してきたとおりである。今般、この点について、同志社大学大学院司法研究科横田光平教授から意見書を頂戴した（甲D第18号証、以下「横田意見書」という。）。裁判所には、是非、この意見書を熟読していただきたい。その内容を要約すると、次のとおりである。

- 1 日本国憲法26条1項、2項に由来する教育基本法5条3項は、国及び地方公共団体に対し、すべての子供に対して義務教育が実施されるよう保障する責任を負わせており、この「義務教育の機会の保障」には、「安全な環境での義務教育の機会の保障」が当然に含まれる。子どもの生命、身体の安全があつたこそその教育を受ける権利であり、子ども及び保護者に義務教育を拒否する選択肢がない以上、国及び地方公共団体の保障責任は、安全な環境での義務教育の保障を当然に含意するものである。その保障の内容は学校保健安全法が定める内容に止まるものではない。
- 2 地方公共団体は、通学を含めた学校生活全般について安全な環境で義務教育を受ける権利を保障する責任を負っており、保護者による子どもの安全の確保が一般的に困難である場合には、義務教育の機会の実質的保障のため、安全な環境で学校教育を実施する責任を一人一人の子どもに対して負っている。
- 3 地方公共団体が設置運営する小・中学校、特別支援学校に通う子どもたちは、保護者によっては対処できない放射線被ばくによる健康被害の可能性を否定できないことを理由として、各学校を設置運営する地方公共団体に対して、学校外での通学等を含めて安全な環境で学校教育を実施するよう求める具体的な権利を有している。
- 4 当該地方公共団体による学校環境の安全の確保に不満があるのなら、他の地方公共団体の住民となればよいとの考え方は、適切でない。地方公共団体は、その住民に対し、地方公共団体として最低限の行政活動を義務付けられているのであり、住民に対し、安全な学校教育環境を確保し、義務教育の機会を実質的に保障することは、地方公共団体として最低限すべき行政活動の一つである。

第5 納付請求における納付行為の特定

- 1 追加した納付請求は、被告基礎自治体に対して処分性のない行政作用を求めるもので、法定抗告訴訟である義務付け訴訟（行訴法37条の2）では賄えず、当事者訴訟で救済を求めるしかないものであるが、請求においては、納付後の結果が「安全な地域における教育」として特定されているだけで、結果を実現するための手段、方法については何も述べられていないことから、この請求が被告基礎自治体に求める納付行為を特定しているかについて、疑念を抱く向きがあるかもしれない。
- 2 しかし、納付請求においては、その請求内容は、納付後の結果に着目して特定されるのが一般であり、納付の方法まで特定を要するものではない。例えば、金銭の納付請求は、特定された金額の金銭を原告に帰属させることを求めているのであって、被告が、その金銭をどのような方法で調達し、どのような方法で原告に帰属させるか（現金を交付するのか、預金口座に振り込むのか等）までは特定しない。また、建物の明け渡し請求は、建物の占有を原告に帰属させることを求めているのであって、その方法、例えば、自ら荷物を運び出すか、引っ越し業者に依頼するか等は、義務履行者の裁量に委ねられているのである。
本件においても、納付後の結果は「安全な地域で教育を実施すること」であって、被告基礎自治体がその義務を履行するための方法（他の学校等の施設及び設備を使うのか、分校を設置するのか、寄宿舎まで準備するのか、教諭や職員の労働条件をどう整えるのか等）を特定していないのは、通常の納付訴訟と同一である。
- 3 ところで、「安全な地域」は広範囲にわたるから、被告基礎自治体がどの場所に学校施設を確保する義務があるのかが特定されていないが、これは、県内子ども原告らの「安全な地域で教育を受ける権利」が「特定の場所で教育を受ける権利」ではなく、「有害物質が一定の基準以下の地域で教育を受ける権利」であるという、権利の性質から生じる当然の結果である。
なお、この問題については、いわゆる抽象的不作為請求についての議論が参考になる。公害事件における抽象的不作為請求の典型は、特定地域に

居住する住民の健康を守るため、「一定の基準値を超える騒音や有害物質の居住地域内への侵入差止め」を求める請求であるところ、このような抽象的不作為請求は、被告に対して考えられる限りのあらゆる作為を並列的・選択的に求めるものである等として不特定とする裁判例もあったが、学説は給付訴訟として請求内容は特定しているとの結論でほぼ一致し、最近の裁判例も、その適法性を認めるのが支配的となっている（国道43号線訴訟二審判決：大阪高裁平成4年2月20日判決判例時報1415号3頁、西淀川大気汚染公害第2～第4次訴訟一審判決：大阪地裁平成7年7月5日判決判例時報1538号17頁、川崎大気汚染公害第2～第4次訴訟一審判決：横浜地裁川崎支部平成10年8月5日判決判例時報1658号3頁、尼崎大気汚染公害訴訟一審判決：神戸地方裁判所平成12年1月31日判決判例時報1726号20頁、京都地方裁判所平成20年9月18日判決判例秘書L06350411事件等）。

最高裁も、横田基地騒音公害訴訟上告審判決（平成5年2月25日判決：民事裁判集民167号下359頁。）において、「このような抽象的不作為命令を求める訴えも、請求の特定に欠けるものということはできない。」と述べ、国道43号線訴訟上告審判決（平成7年7月7日判決：民集49巻7号1870頁）では、いわゆる、抽象的不作為請求が適法な訴訟であることを前提とし上で、実体判断をしている。

この抽象的不作為請求についての議論に鑑みれば、本件における給付請求も、給付後の状態は、「1年間の追加実効線量（外部被ばく）が学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に0.3mSv/年を超える地点がない地域、または、アメリカ国家核安全保障局が平成23年3月～5月に行った航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度が3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(1)、文部科学省が平成23年10月22日から11月5日までの間に実施した第4次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度が3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(2)のいずれによっても、セシウム137の土壤汚染濃度が1平方メートル当たり3万7000ベクレルを上回らなかった地域」での教育として明確であり、その状態を実現する手段を被告の裁量に委ねたとしても、請求の特定に欠けることは無いと

いうべきである。

- 4 横田光平教授は、横田意見書において、安全な環境で学校教育を実施するよう求める実質的当事者訴訟（給付訴訟）の可能性についても、意見を述べていただいている。その要点は、①本件における給付請求は、道路公害事件における抽象的不作為請求よりもより特定されているといえること、②行政処分の義務付けを求める義務付け訴訟を「行政過程への事案の『差戻し』訴訟」と位置づけようとする昨今の学説に鑑みれば、本件のように、行政処分以外の行政作用を求める給付訴訟は、行政処分以外の行政作用について「行政過程への事案の差戻し訴訟」と位置付けることが可能であることがあるとことにある。本件における給付訴訟の適法性を肯認することは、当事者訴訟の積極的な活用を求めた2004年行訴法改正の趣旨に適うと言わなければならない。

第6 実質的当事者訴訟としての本件確認請求が、訴訟要件（訴えの利益）を備えていることについて

- 1 旧行訴法は、法定抗告訴訟として、取消、無効等確認、不作為の違法確認という3類型を規定し（旧3条2項以下）、義務付け訴訟や差止訴訟を無名抗告訴訟と位置付けていたが、国民の権利救済方法の拡充を目的とした平成16年の行訴法改正（同17年4月施行）により、義務付け、差止めの両訴訟が新たな法定抗告訴訟として創設され（新3条6項、7項）、また、公法上の法律関係に関する確認の訴えが公法上の当事者訴訟の一類型として例示的に明記され（新4条）、その大いなる活用が唱えられた。

- 2 この法改正の趣旨を簡潔に述べたものとして、「教職員国旗国歌訴訟（君が代訴訟）」の最高裁平成24年2月9日判決（民集66巻2号183頁以下）における桜井龍子判事の以下の補足意見がある（本事件は、都教育委員会委員長の入・卒業式の式典における君が代斉唱等の達示、これに基づく学校長の職務命令に違反した教職員に対して機械的に累積加重な懲戒処分が反復継続されている事実をふまえ、都教職員が職務命令違反を理由とする行政処分以外の処遇上の不利益の防止を目的とした職務命令に従う義

務のないことの確認を求める訴えについて、目的に即した有効適切な争訟手段として確認の利益を肯定したものである)。

「平成16年の行政事件訴訟法の改正は、大きく言えば21世紀の我が国の在り方に関わるものであり、行政に対する司法のチェック機能を強化し、国民の権利を実効的に保障する観点から司法制度改革の一環として行われたものである。そのため、その中核に、行政訴訟の訴訟類型の多様化が置かれ、具体的には、義務付けの訴え及び差止めの訴えの法定化、当事者訴訟としての公法上の法律関係に関する確認の訴えの明示化などが行われたものである。改正前の行政訴訟では取消訴訟が中心であって、義務付け訴訟や差止訴訟は無名抗告訴訟として位置付けられるものであったが、この改正によりそれぞれ別個に条文が設けられ、訴訟要件等が明確に規定された意義は大きい。とりわけ両訴訟とも行政処分を事後的に争うものではなく、事前に救済を求める性格のものであるから、まさに行政に対する司法のチェック機能を強化し、権利救済の実効性を高めることが期待できるものといえる。また、当事者訴訟に公法上の法律関係に関する確認の訴えが含まれることが確認的に明示されたことは、私人と国や地方自治体との間の様々な法律的な紛争について、確認訴訟を行うことによって紛争を抜本的に解決できる場合に活用されるように特に明示されたものとされているものであるから、やはり一般国民に対し種々の行政活動に関する司法的救済の有効活用を促すものといえる。本件について、差止訴訟と当事者訴訟としてそれが訴訟要件を満たし、訴えとしては適法であるとした理由は、既に本件の多数意見において詳細に述べるところがあるので、繰り返しは避けるが、以上のような行政事件訴訟法の趣旨を十分念頭に置き、従来の訴訟法理論、判例理論を踏まえつつも柔軟な解釈に努め、個人の権利救済の実効性を高めることに重点を置いた判断を行ったことを付言しておきたい。」

- 3 本件の確認訴訟は、行政機関の処分行為以外の行為により発生する不利益を予防（規制の排除）する目的のものではなく、行政機関の処分行為以外の不作為により発生する重大な不利益を防止することを目的とするものであり、行政の不作為により在外選挙権の行使が衆議院小選挙区と参議院

選挙区議員の選挙において妨げられていた状況の救済を求め、次の衆議院総選挙や参議院通常選挙では在外選挙人名簿登録により投票することができる地位にあることの確認を求めた「在外邦人選挙権訴訟」最高裁平成17年9月14日判決（民集59巻7号2087頁以下）や、健康保険法上の療養給付にあたるインターフェロン療法とこれにあたらない活性化自己リンパ球移入療法を受けた場合（混合診療）に、前者についても健康保険法の適用が失われるとする厚労省の解釈・運用について、混合診療でも前者について健康保険法に基づく療養の給付を受けることができる地位を有することの確認を求めた「混合診療訴訟」最高裁平成23年10月25日（民集65巻7号2923頁以下）等と同種のものであるが、当事者訴訟の有効活用の必要性は、このような受給の確保を求める当事者訴訟においても何ら変わるものではなく、上記2つの最高裁判決においても確認の利益を、事件の特質をふまえ柔軟に肯定している。

4 準備書面(4)の5頁以下でも述べたとおり、公法上の法律関係に関する訴訟の確認の利益については、①原告の法的地位に不安が生じていること、②紛争の争点の明確性、③その紛争について、今裁判審理をするよりも行政過程を進ませることでむしろ紛争解決の可能性が残されているという事情がないこと、④このタイミングで裁判が認められないと原告が実効的な裁判的救済を受けられないことの4点を総合的に判断するというのが一般的な考え方となっており、裁判所は、下級審も含め、個々の事案の性質や諸事情を考慮し、平成16年改正法の趣旨を踏まえた判断を積み重ねているという実情にある。

例えば、上記「教職員国旗国歌訴訟」では、「毎年度2回以上、都立学校の卒業式や入学式等の式典に際し、多数の教職員に対し本件職務命令が繰り返し発せられており、これに基づく公的義務の存在は、その違反及びその累積が懲戒処分の処分事由及び加重事由との評価を受けることに伴い、勤務成績の評価を通じた昇給等に係る不利益という行政処分以外の処遇上の不利益が発生し拡大する危険の観点からも、都立学校の教職員として在職中の上記上告人らの法的地位に現実の危険を及ぼすものということができる。このように本件通達を踏まえて処遇上の不利益が反復継続的かつ累

積加重的に発生し拡大する危険が現に存在する状況の下では、毎年度2回以上の各式典を契機として上記のように処遇上の不利益が反復継続的かつ累積加重的に発生し拡大していくと事後的な損害の回復が著しく困難になることを考慮すると、本件職務命令に基づく公的義務の不存在の確認を求める本件確認の訴えは、行政処分以外の処遇上の不利益の予防を目的とする公法上の法律関係に関する確認の訴えとしては、その目的に即した有効適切な争訟方法であるということができ」として、確認の利益を肯定している。

また、「在外邦人選挙権訴訟」事件では、「(本件は) その内容をみると、公職選挙法附則8項につき所要の改正がされないと、在外国民である別紙当事者目録1記載の上告人らが、今後直近に実施されることになる衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙及び参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙において投票をすることができず、選挙権を行使する権利を侵害されることになるので、そのような事態になることを防止するために、同上告人らが、同項が違憲無効であるとして、当該各選挙につき選挙権を行使する権利を有することの確認をあらかじめ求める訴えであると解することができる。選挙権は、これを行使することができなければ意味がないものといわざるを得ず、侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の実質を回復することができない性質のものであるから、その権利の重要性にかんがみると、具体的な選挙につき選挙権を行使する権利の有無につき争いがある場合にこれを有することの確認を求める訴えについては、それが有効適切な手段であると認められる限り、確認の利益を肯定すべきものである。そして、本件の予備的確認請求に係る訴えは、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして、上記の内容に照らし、確認の利益を肯定することができるものに当たるというべきである」として、確認の利益を肯定している。

さらに、「混合診療訴訟」事件に至っては、一審判決（東京地裁平成19年11月7日：判タ1261号121頁）が示した「原告は、その主治医から、その腎臓がんの治療のため、インターフェロン療法と活性化自己リンパ球移入療法を併用する療養が医学的に有用なものとして勧められ、この療養を受けていたものであり、原告は、今後とも、インターフェロン療法と活性化自己リンパ球移入療法を併用する療養を受ける可能性は高いと認められると

ころ、仮に、原告が今後とも活性化自己リンパ球移入療法を受けようとなれば、インターフェロン療法に要する費用についても全額自己負担とされ、多額の医療費の負担を余儀なくされるおそれがあることに照らすと、原告が、いわゆる公法上の当事者訴訟（行政事件訴訟法4条）として、上記権利【健康保険法上の給付としてインターフェロン療法を受ける権利】を有することを確認すべき法律上の利益も十分に肯認することができるというべきである」との判断がそのまま維持され、最高裁では、確認の利益の有無は争点とさえなっていないのである。

5 本件は、準備書面（4）で詳述したとおり、確認の利益の判断要素となる上記①～④をすべて充足している。

福島県の放射線汚染の現状が、県内子ども原告の将来にいかなる危険をもたらすかについての科学的知見や、科学的知見に基づく被害予防の措置に対する考え方は衆目が一致するような現状にはないが、危険性を唱える医学や放射線学の専門家や、予防原則に基づく被害防止の重要性を説く科学者が国内外を問わず、多数、存在することは公知の事実である。また、県内子ども原告らが、被告基礎自治体に対し、放射線被害に晒されることのない安全な地域で教育を受ける権利を有することは、上記の第4のとおりであるが、これらは、訴訟要件とは別の、実体判断で検討すべき事項である。

被告基礎自治体は、放射線の危険性等について、県内子ども原告らの主張とは異なる科学的知見のもと、現状においても、県内子ども原告らの安全な教育環境は確保されていると主張しているから、県内子ども原告らは、今後も、現在の環境において教育を受けざるをえず、安全な地域での教育を受ける権利は侵害され続けることとなる。その結果、チェルノブイリ事故をふまえれば、放射線の影響による健康被害は甚大なものとなるおそれがあり、しかも、失われた健康の事後的回復は、発症した症状によっては治療上も、また、放射線との因果関係の証明上も困難であることから、県内子ども原告が主張する安全レベルを維持する地域で教育を受ける地位（権利）にあることの確認を求める訴えは、健康被害を未然に防止するという目的に即した有効適切な争訟手段である。

6 これに対する被告基礎自治体の反論は、①県内子ども原告らは避難する自由をもっている（自治体は、特定地域での教育を拘束していない）から、本件訴訟は不要、②このような地位（権利）が確認されても、自治体には直接的な作為義務を課さない、あるいは作為義務が不明である、あるいは何ら被害防止に奏功しない、③県内子ども原告らが主張する「安全な地域（安全基準）」も不特定等というものである。

しかし、本訴訟は、被告基礎自治体が、県内子ども原告らに対して安全な教育について措置義務を負っていることを前提に、被告基礎自治体に対して安全な地域で教育を受ける権利のあることの確認を求めるものであるから、被告らの反論①は、自らの義務や責任を放擲し、原発事故に何ら責任のない子どもに、過酷な自己責任を強いるだけのものである。

また、反論②も同様で、このような権利が法的に確認されれば、被告基礎自治体は、この権利を実現する最適手段を検討し、実行する義務を負うのである。例えば、上記の「在外邦人選挙権訴訟」でも、在外邦人の投票権が法的に確認されたことにより、行政機関は在外邦人が投票権を確実に実行できる措置を検討し、法律や規則を改正している。本件においても、県内子ども原告らの権利が確認されれば、各被告基礎自治体は、すみやかに、その具体的方策を検討し、実行しなければならず、これにより、県内子ども原告の権利が実現し、健康被害の防止という目的を達成することになる。

反論③については、原告らは、今般、「安全な地域」をさらに詳密に特定しており、地域の特定に欠けるところはない。

7 以上のとおり、本件確認訴訟は、仮に、主位的に位置づけた給付訴訟の訴訟要件が認められないとすれば、公法上の法律関係の確認を求める訴えとして、訴訟要件を充たしたものである。

以上

【別紙(1)】

NNSA AMSによる Cs 137の汚染地図



ピンク色
 $37000 \text{ bq}/\text{m}^2$ 超
の地域
青色
 $10000 \text{ bq}/\text{m}^2$ ～
 $37000 \text{ bq}/\text{m}^2$
の地域

【別紙(2)】

文科省（M E X T）

第4次AMSによる

Cs 137汚染地図

